

42.01

公然知られた意匠の取扱いについて

意匠法第3条第1項第1号は、意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠については、新規性がないものである旨が規定されている。

1. 公然知られた意匠として取り扱わない意匠

登録意匠公報の発行日前の登録意匠については、意匠権の設定登録がされていても、一般に公然知られた意匠として、意匠法第3条第1項第1号の規定の適用の基礎となる資料とすることには疑義が認められるため、公然知られた意匠としては取り扱わない。

2. 公然知られた意匠に該当する場合の取扱い

公然知られた意匠に該当する場合は、審査官は以下のすべてについて具体的に出願人に提示しなければならない。

- (1) 公然知られた意匠に係る物品等及びその形状等
- (2) 上記意匠が不特定の者に秘密でないものとして現実に知られた事実